

Q 8

荷物引取保証(L/G)実行後、到着した書類にディスクレを見つけました。
支払を拒絶することはできますか。

A 8

支払を拒絶することは認められません。

ディスクレを理由に支払を拒絶した場合、船荷証券(B/L)を含む船積書類を書類送付銀行に返却することになります。しかし、後日、善意のB/L所持人が現れた場合、船会社は荷物をB/Lと引換えることなく第三者に引渡したことによって善意のB/L所持人から損害賠償請求されることが考えられます。このような状況になれば、銀行にはL/Gの連帯保証人として船会社から損害賠償請求されるリスクがあり、輸入者にも最終的に賠償金を負担することになるリスクがあります。このようリスクを回避するため、支払の拒絶は認められません。

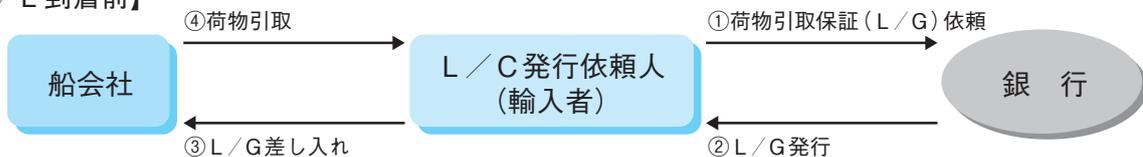
なお、信用状取引約定書には、「信用状発行依頼人がL/Gで付帯荷物の引渡しを受けている場合には、船積書類等に信用状条件違反があっても、発行銀行が信用状条件に従って補償債務を負担し、または履行した場合には、依頼人は発行銀行に対し償還義務を負担する。」という趣旨の条文が定められています。

荷物引取保証(L/G; Letter of Guarantee)とは

海上運送の発達に伴い、船積書類が銀行に到着するよりも先に、荷物が荷揚港に到着するケースが多くなりました。このような場合、輸入者は船会社から早く荷物を引取りたいと考えるわけですが、荷物の引取には船会社に対して船荷証券(B/L)を呈示しなければなりません。しかし、船積書類はまだ到着していませんので、船荷証券(B/L)なしで荷物の引取をする場合には船会社に銀行の保証状(Letter of Guarantee)を差入れることが必要です。この保証状は、荷物引取に伴い発生しうる船会社の損害を賠償すること、将来到着する船荷証券(B/L)を船会社に提出することを銀行が輸入者と連帯して船会社に対して保証するものです。

荷物引取保証(L/G)のながれ

【B/L到着前】



【B/L到着後】

